

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

台東区は、地方税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・台東区は「地方税に関する事務」を行うために「税務システム」を使用している。
- ・税務システムに係る運用管理業務を外部業者に委託しているが、『電子情報処理委託に係る標準特記仕様書』および『電算処理の特定個人情報取扱業務委託契約特記事項』を作成し個人情報保護の対策を講じている。
- ・税務事務の一部を外部委託しているが、一般財団法人日本情報経済社会推進協会の『プライバシーマーク制度』または、『情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度』の認定事業所であることを定め、個人情報の社内規定等を提出させることにより、情報セキュリティ遵守状況を確認している。
- ・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、静脈認証やID及びパスワードにより操作者を限定、追跡調査のためコンピュータの使用記録を保存、照会範囲を限定、端末データの持ち出しを制限するなどの対策を講じている。

評価実施機関名

東京都台東区長

公表日

令和7年10月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税に関する事務
②事務の概要	地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち特別区民税・都民税の賦課に関する事務であって主務省令で定めるもの 1. 納税者からの申告及び届出等による課税管理事務(特別区民税・都民税、軽自動車税) ※納税者から申告・届出又は調査により課税し、納税通知書を送付する。 ①納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。 ②納税者からの情報により、減免決定等の確認を行う。 ③②について、番号法に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。 ④必要に応じて納税者や申告書等の内容について、調査を行う。(情報提供ネットワークシステムも活用) ⑤②及び③により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書等を送付する。 ⑥①及び④により課税した内容について、納税者に納税通知書を送付する。 2. 上記1の結果に基づく収納管理事務 ※賦課額に基づき、納税者等に対し収納業務を行う。 ①特別区民税・都民税及び軽自動車税の賦課情報に対する、収納情報の管理 ②過誤納・督促の情報を管理 3. 滞納整理事務 ※地方税法、国税徴収法に基づき、特別区民税・都民税、軽自動車税を滞納している個人及び法人(以下滞納者)に対し、滞納整理を行う。 ①滞納者と納税相談を行う。 ②滞納者の未納額等の情報を抽出し催告を行う。 ③地方税法、国税徴収法に基づき、各種財産調査を行う。 ④地方税法、国税徴収法に基づき、差押等の滞納処分を行う。
③システムの名称	特別区民税・都民税課税支援システム、団体内統合宛名システム、庁内連携システム、中間サーバー、eLTAX審査システム、国税連携システム(eLTAX)、特徴税通システム、税務システム、滞納管理システム、軽自動車検査情報市区町村提供システム

2. 特定個人情報ファイル名

1. 特別区民税・都民税賦課情報ファイル
2. 軽自動車税賦課情報ファイル
3. 収納情報ファイル
4. 滞納整理情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項(別表24の項)
--------	-------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下「命令」という。）第2条の表項番 1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173 【情報照会の根拠】 - 番号法第19条第8号及び命令第2条の表48の項 - 命令第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民部 税務課、区民部 収納課
②所属長の役職名	税務課長、収納課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	台東区 総務部総務課文書係 〒110-8615東京都台東区東上野4丁目5番6号 電話03-5246-1055
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	台東区 区民部税務課課税係 〒110-8615東京都台東区東上野4丁目5番6号 電話03-5246-1102
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び全項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録の際には、申請者からマイナンバーの取得を徹底している。また、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住民基本台帳ネットワークシステムによる照会は、4情報（氏名、性別、生年月日、住所）又は住所を含む3情報による照会を行うこととしている。その際は、複数人での確認を行っており、紐付け誤りのリスクが発生することがないよう職員への教育を徹底している。以上より、人為的ミスが発生するリスクへの対策を十分に行っていると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [☐] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月8日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和7年8月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく定期的な見直しによる変更
令和7年10月8日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和7年8月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく定期的な見直しによる変更